

議案第 68 号

飯能市保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例（案）

飯能市保育の必要性の認定に関する基準を定める条例（平成 26 年条例第 44 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 11 号中「第 43 条第 3 項」を「第 43 条第 2 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 2 年 9 月 4 日提出

飯能市長 大久保 勝

飯能市保育の必要性の認定に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(保育の必要性の認定に関する基準)</p> <p>第2条 保育の必要性の認定は、小学校就学前子ども(法第6条第1項に規定する小学校就学前子どもをいう。以下同じ。)の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。</p> <p>(1)～(10) 省略</p> <p>(11) 育児休業をする場合であって、当該保護者の当該育児休業に係る子ども以外の小学校就学前子どもが特定教育・保育施設(法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設をいう。)、特定地域型保育事業(法第43条第2項に規定する特定地域型保育事業をいう。)又は特定子ども・子育て支援施設等(法第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援施設等をいう。以下「特定教育・保育施設等」という。)を利用しており、当該育児休業の間に当該特定教育・保育施設等を引き続き利用することが必要であると認められること。</p> <p>(12) 省略</p>	<p>(保育の必要性の認定に関する基準)</p> <p>第2条 保育の必要性の認定は、小学校就学前子ども(法第6条第1項に規定する小学校就学前子どもをいう。以下同じ。)の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。</p> <p>(1)～(10) 省略</p> <p>(11) 育児休業をする場合であって、当該保護者の当該育児休業に係る子ども以外の小学校就学前子どもが特定教育・保育施設(法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設をいう。)、特定地域型保育事業(法第43条第3項に規定する特定地域型保育事業をいう。)又は特定子ども・子育て支援施設等(法第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援施設等をいう。以下「特定教育・保育施設等」という。)を利用しており、当該育児休業の間に当該特定教育・保育施設等を引き続き利用することが必要であると認められること。</p> <p>(12) 省略</p>

準用する同法第七十一条の指
法第五十八条第一項の指
き。

の九の規定による同法第一項の規定による同法第一項の指定の取消しがある十五条の四十五の六第一項の三第三十五条の四十五の三第一項の三第三十五条第一項及び第五条を「第五十四条の二第五项及び第六项」に改め、同表都道府県の項中「及び第五十四条の二第二项」を「及び第五十四条の二第五项」に、「第五十四条の二第六项」に、「第五十四条の二第四项及び第五项」を「第五十四条の二第五项及び第六项」に改める。第五十四条の二第四项及び第五项を「第五十四条の二第五项及び第六项」に改める。

(森林法の一部改正)

第七条 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)の一部を次のように改正する。

第一百九十二条の四第二项中「手続」の下に「又は第百八十八条第二项の実地調査その他の前项各号に掲げる事項を把握するための調査」を加える。

(国土交通省関係)

第八条 軌道法(大正十年法律第七十六条)の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「都道府県知事」の下に「(当該都道府県ノ区域内ノ軌道ヲ敷設スル地ガ一ノ地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項ノ指定都市(以下「指定都市ト謂フ」)ノ区域内ノミニ在ル場合ニ於テハ当該指定都市ノ長以下第二十五条ヲ除キ同シ」を加える。
第二十五条第一項中「都道府県知事」の下に「又ハ指定都市ノ長」を加える。
第二十六条ただし書を削り、同条に後段として次のよう加える。

此ノ場合ニ於テハ同法第二十一条中「鉄道抵当法(明治三十八年法律第五十三号)」トアルハ「軌道抵当法(明治四十二年法律第二十八号)」ト、同法第二十五条第三项中「第一項トアルハ「軌道法第十六条第一項ト、「業務」トアルハ「事業又は運転」ト、「が前項各号に掲げる基準のいづれかに適合しなかつた」トアルハ「に關し公益上必要がある」ト、「又は第一項トアルハ「又は同項」ト、同法第五十五条第二項中「国土交通大臣」トアルハ「国土交通大臣又は都道府県知事(当該都道府県の区域内の軌道を敷設する地が一の地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市の区域内のみにある場合にあつては、当該指定都市の長)」の下に「又ハ当該指定都市ノ長以下第二十五条ヲ除キ同シ」を加える。

トアルハ「国土交通大臣又は都道府県知事」ト、同法第五十六条第一項及第二項中「国土交通大臣又アルハ「国土交通大臣又は都道府県知事」ト、同法第五十六条の二中「第五十五条第一項」トアルハ「軌道法第十三条」トス
第一十七条ノ二中「表示していた」を「表示していた」に、「表示し、又は公表していた」を「表示し、又は公表していた」と改める。

第二十七条ノ三を第二十七条ノ四とし、第二十七条ノ二の次に次の一条を加える。

第二十七条ノ三 一ノ都道府県ノ区域内ノ軌道ヲ敷設スル地ガ一ノ指定都市ノ区域内ノミニ在ル軌道ニ付其ノ敷設スル地が当該指定都市ノ区域ト当該区域外ノ当該指定都市ヲ包括スル都道府県ノ区域ト二跨ルコトトナリタル場合ニ於テハ其ノ変更ノ際現ニ効力ヲ有スル当該指定都市ノ長が行ヒタル認可等ノ処分其ノ他ノ行為(以下本条二於テ「処分等ノ行為」ト謂フ)又ハ現ニ当該指定都市ノ長ニ為サレタル認可ノ申請其ノ他ノ行為(以下本条二於テ「申請等ノ行為」ト謂フ)ハ其ノ変更以降ニ於テハ当該都道府県ノ知事が行ヒタル処分等ノ行為又ハ当該都道府県ノ知事ニ為サレタル申請等ノ行為ト看做ス
第三十四条中「都道府県」の下に「又ハ指定都市」を加え、「(昭和二十二年法律第六十七号)」を削る。

(不動産の鑑定評価に関する法律の一部改正)
第九条 不動産の鑑定評価に関する法律(昭和三十八年法律第百五十二号)の一部を次のように改正する。

第十六条第五号中「第二十条第一項第四号」を「第二十条第四号」に改め、同条第六号中「第二十条第一項第一号」を「第二十条第一号」に改める。同条第二項を削る。

第十七条第一項及び第十八条第一号中「その住所地を管轄する都道府県知事を経由して」を削る。

第十九条第二項を削る。

第二十条第一項第二号中「前条第一項」を「前条」に改め、同項第三号中「前条第一項」を「前条」に、同項各号「同条各号」に改め、同条第二項を削る。

第五十三条中「第十七条第一項、第十八条、第十九条第一項、第二十条第一項第一号」及び「第十七条第一項、第十八条、第十九条第二項、第二十条第二項」を削る。

第五十五条中「第十七条第一項、第十八条、第十九条第二項、第二十条第二項」を削る。

第六十一条中「第十九条第一項」を「第十九条」に改める。

(都市計画法の一部改正)
第十条 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第十九条第三項後段を削る。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条、第七条及び第十条の規定並びに附則第四条、第六条、第八条、第十一条、第十三条、第十五条及び第十六条の規定 公布の日

二 第六条の規定並びに附則第七条(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)別表第一生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)の項の改正規定に限る)及び第十四条の規定 令和二年十月一日

三 第五条の規定 令和三年四月一日

四 第八条の規定並びに附則第五条及び第七条(地方自治法別表第一軌道法(大正十年法律第七十七条)の項の改正規定に限る)の規定 令和四年四月一日

五 (子ども・子育て支援法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に地域型保育事業所(子ども・子育て支援法第四十三条第一項に規定する地域型保育事業所をいう。(以下この条において同じ。))について他市町村確認(地域型保育事業所の所在地の市町村以外の市町村の長による確認(同法第二十九条第一項の確認をいう。第一号において同じ。))をう。以下この条において同じ。)を受けている場合には、当該他市町村確認は、次の各号に掲げる当該地域型保育事業所の区分に応じ、当該各号に定める日に、その効力を失う。一所在市町村確認(地域型保育事業所の所在地の市町村の長による確認をいう。以下この条において同じ。)を受けている地域型保育事業所 この法律の施行の日(以下この条から附則第四条までにおいて「施行日」という。)

二 所在市町村確認を受けていない地域型保育事業所 施行日から起算して三月を経過した日前に所前項の規定にかかるわらず、同項第二号に掲げる地域型保育事業所について同号に定める日前に所在市町村確認がされたときは、当該地域型保育事業所に係る他市町村確認は、当該所在市町村確認がされた日に、その効力を失う。

三 第一项第二号に掲げる地域型保育事業所が受けている他市町村確認の効力については、同号に定める日(前項の場合にあつては、同項に規定する所在市町村確認がされた日)の前日までの間、ながされた日に、その効力を失う。

(公職選挙法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第二条の規定による改正後の公職選挙法の規定は、施行日以後その期日を告示される地方公共団体の議員の選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された地方公共団体の議会の議員の選挙については、なお従前の例による。

